

山形大学オープンアクセスポリシー

令和6年1月16日

役員会 決定

(趣旨)

- 1 山形大学（以下「本学」という。）は、「地域創生」「次世代形成」「多文化共生」の3つの使命を果たすため、本学において生産された研究成果を公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し地域および国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載した研究成果（以下「研究成果」という。）を、山形大学学術機関リポジトリによって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権その他のやむを得ない理由で研究成果の公開が不適切である場合、当該研究成果を公開しないことができる。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(山形大学学術機関リポジトリへの登録)

- 5 山形大学学術機関リポジトリへの登録により公開する場合は、教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「山形大学学術機関リポジトリ運用に係る取扱要領」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

本方針は、令和6年4月1日から施行する。